

大阪市告示第420号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年3月26日

大阪市長 横山英幸

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 淀川屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年4月1日（火）から 同月2日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年4月4日（金）	
	令和7年4月6日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年4月7日（月）から 同月9日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年4月11日（金）	
	令和7年4月13日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年4月14日（月）から 同月16日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年4月18日（金）	
	令和7年4月20日（日）	午前9時から 午後7時30分まで
	令和7年4月21日（月）から 同月23日（水）まで	午前9時から 午後9時45分まで
	令和7年4月25日（金）	

	令和 7 年 4 月 27 日（日）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
	令和 7 年 4 月 28 日（月）	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで
	令和 7 年 4 月 29 日（火）	午前 9 時から 午後 7 時 30 分まで
	令和 7 年 4 月 30 日（水）	午前 9 時から 午後 9 時 45 分まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）